

令和 8 年度

第 1 回 さぬき市部活動地域展開推進協議会



令和 8 年 5 月 2 5 日 (月) 1 5 : 0 0 ~

寒 川 第 2 庁 舎 2 0 3 会 議 室

第1回さぬき市部活動地域展開推進協議会日程

開 会

- 1 推進協議会委員委嘱状交付式（ 教育長 和田 浩二 ）
- 2 開会のあいさつ（ 教育長 和田 浩二 ）
- 3 出席者自己紹介
- 4 議事
 - (1) 会長・副会長の選出
 - (2) さぬき市地域クラブ活動推進室について
 - (3) さぬき市中学校部活動地域展開推進計画について
 - (4) 令和8年度運動部活動の地域展開等推進事業について
 - (5) さぬき市部活動改革及び地域クラブ活動推進等に関する総合的なガイドラインについて
 - (6) 質疑応答
- 5 その他・事務連絡
 - 第2回・第3回の開催日時について

閉 会 閉会のあいさつ（ 教育部長 佐藤美由紀 ）

さぬき市地域クラブ活動推進室

1 目 的

令和10年（2028年）9月の中学校部活動の地域展開開始に向けて、関係団体と連携して、新しい運営団体を設立するために設置された。また、地域クラブの種目や活動場所及び活動時刻、認定地域クラブの認定基準や公募要領など、地域クラブの運営に関する全般的なこと及び詳細を検討・策定・決定なども担っている。

2 人員構成（4名）

○室長（1）○係長（1）○地域部活動統括 Co（2）

3 設置場所

寒川第2庁舎1階

4 連絡先

TEL 0879-26-9982

FAX 0879-26-9975

E-mail club-ac@city.sanuki.lg.jp

さぬき市中学校部活動地域展開推進計画

さぬき市教育委員会
令和 8 年 2 月

さぬき市中学校部活動地域展開推進計画 目次

はじめに

1 さぬき市の現状（中学校部活動を取り巻く状況）

- （1）中学校部活動の現状と課題
- （2）アンケート調査から
- （3）教員の働き方改革
- （4）地域展開に向けたこれまでの「さぬき市の取組み」

2 さぬき市が目指す姿

- （1）目標
- （2）方針
- （3）運営団体・実施主体
- （4）指導者
- （5）参加者及び活動
- （6）活動場所
- （7）大会・コンクールへの参加
- （8）会費
- （9）保険
- （10）学校との連携

3 地域展開のロードマップ

4 その他

- （1）さぬき市部活動地域展開推進協議会
- （2）推進計画の見直し
- （3）事務局

はじめに

さぬき市中学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校の教育活動の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、さぬき市においては、少子化が急激に進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっている状況にある。また、専門性や意思にかかわらず教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校における働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

このような状況の中、さぬき市教育委員会では平成31年3月に策定した「さぬき市中学校部活動ガイドライン」を見直し、スポーツ庁・文化庁からの「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」及び香川県教育委員会からの「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を参考に、「さぬき市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を策定した。

さぬき市の今後の学校部活動については、その意義を十分踏まえた上で、「自分がやりたい種目ができる」「交友関係を広げられる」「専門的な指導を受けることができる」「いろんな活動ができる」「友達と一緒に活動できる」「学校部活動にない種目ができる」「体力がつく」など、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう地域クラブ活動への展開を推進する。その際、適正な運営や効率的・効果的な地域クラブ活動の推進を図ることができるよう、地域の運営団体や実施主体、指導者による地域クラブ活動を展開するなど、地域との連携を積極的に進めていきたいと考えている。

1 さぬき市の現状（中学校部活動を取り巻く状況）

（1）中学校部活動の現状と課題

さぬき市内の中学校の生徒数は、津田・大川・寒川・長尾・志度の5町が合併し、さぬき市となってからの24年間でおよそ800人減少しており、令和13年までにさらに約100人減少する見込みである。部活動の種目数も合併当時と大きな変化はなく、1運動部活動当たりの部員数が減少し、団体競技でチームが組めなくなる等、生徒の活動に支障をきたしている状況である。

自分の専門分野を受け持つことができている部活動顧問（教員）は、全体の約50%となっている。また、外部指導者による指導は3校全てで行われており、登録者数は25名となっている。

（2）アンケート調査から

令和7年7月20日から令和7年8月31日の期間で、市内小学5・6年生と市内中学生及びその保護者を対象にアンケートを実施した。回答数は小学5年生が122人、小学6年生が179人、中学生が158人、中学生の保護者が156人であった。

小学生において、『部活動が地域に展開されることを知っているか』という問いに対しては、「知っている」「なんとなく知っている」を合わせると約40%であった。『地域クラブに期待することは』という問いに対しては、「希望する活動ができる」が一番多く、次いで「友達と一緒に活動できる」「体力がつく」「交友関係が広がる」となっている。『地域クラブで心配されることは』という問いに対しては、「希望する活動ができるのか」が一番多く、次いで「練習や指導についていけるのか」「指導者やコーチと良い関係がつかれるのか」「勉強との両立が難しくなるのではないか」となっている。

中学生において、『学校部活動で困っていることや悩んでいることは』という問いに対して、「困っていることや悩んでいることはない」が一番多く、次いで「勉強との両立が大変である」「練習日数が少ない、練習時間が短い」「部員数が少なくて十分な練習ができない」となっている。『地域クラブに期待することは』という問いに対しては、「交友関係が広がる」が一番多く、次いで「希望する活動ができる」「友達と一緒に活動できる」「学校部活動にない活動ができる」となっている。『地域クラブで心配されることは』という問いに対しては、「勉強との両立が難しくなるのでは」が一番多く、次いで「希望する活動ができるのか」「練習や指導についていけるのか」「練習時間が長くなるのではないか」となっている。

中学生の保護者において、『お子さんが学校部活動で困っていることや悩んでいることは』という問いに対しては、「特に困っていることや悩んでいることは

ない」が一番多く、中学生と同じであった。次いで「専門的な指導が十分受けられない」「部員の数が少なく十分な練習ができない」「練習日数が少ない、練習時間が短い」となっている。『学校部活動を地域展開していくことを知っていますか』という問いに対しては、「知っている」「少し知っている」を合わせると85%であった。『地域クラブになった場合の費用負担についてどう思うか』という問いに対しては、「理解できる」が85%となっている。『地域クラブに期待することは』という問いに対しては、「専門的な指導が受けられるようになる」が一番多く、次いで「交友関係が広がる」「教職員の負担軽減につながる」「学校部活動にない活動ができる」「希望する活動ができる」となっている。『地域クラブで心配されることは』という問いに対しては、「活動場所への送迎が増えるのではないか」が一番多く、次いで「学校と地域クラブとの連携が図れるのか」「地域クラブに保護者協力を依頼されるのではないか」「希望する活動ができるのか」「家庭の経済負担が大きくなるのではないか」となっており、保護者の負担に関する心配が多かった。

(3) 教員の働き方改革

近年、教員の長時間労働が喫緊の課題として認識され、働き方改革が求められている。特に、部活動については、教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因となっていることや、経験したことのない種目の指導など教員の大きな負担となっている。また、休日には、各種団体が開催する大会やコンクールなどが多く開催されており、生徒引率や大会運営なども合わさって教員の大きな負担となっている。

(4) 地域展開に向けたこれまでの「さぬき市の取組み」

【令和4年度】

- 地域部活動推進事業・地域文化倶楽部創設支援事業
〈実施種目〉吹奏楽部（合同部活動方式） 4.4.23～5.1.28 17回実施

【令和5年度】

- 地域部活動準備委員会を年間5回開催
- さぬき市部活動地域移行推進協議会設置要綱策定（5.12.26）

【令和6年度】

- 地域部活動準備委員会を年間2回開催
- 第1回さぬき市部活動地域移行推進協議会開催（6.6.27）
- 第2回さぬき市部活動地域移行推進協議会開催（6.10.24）
- 第3回さぬき市部活動地域移行推進協議会開催（7.2.19）
〈さぬき市部活動地域移行推進協議会委員構成〉
小・中・高等学校長代表（4人）PTA代表（3人）学識経験者（3人）

- スポーツ・文化芸術団体代表（4人）その他必要と認める者（1人）
- 「さぬき市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を策定
- 地域スポーツクラブ活動体制整備事業の実証事業開始
 - 〈実施種目〉
 - 柔道・剣道（合同部活動方式） 6. 8.24～6.10.14 7 回実施
 - 男子バレーボール（拠点校方式） 6.10.19～7. 2.8 11 回実施

【令和7年度】

- 第1回さぬき市部活動地域展開推進協議会開催（7.5.19）
- 第2回さぬき市部活動地域展開推進協議会開催（7.10.27）
- 第3回さぬき市部活動地域展開推進協議会開催予定（8.1.26）
 - 〈さぬき市部活動地域展開推進協議会委員構成〉
 - 小・中・高等学校長代表（4人）PTA代表（3人）学識経験者（3人）
 - スポーツ・文化芸術団体代表（4人）その他必要と認める者（1人）
- さぬき市スポーツ協会加盟団体への意向調査 7月実施
- 部活動の地域展開に係るアンケート調査 7～8月実施
 - 〈対象〉さぬき市内小学5・6年生 さぬき市内中学生及びその保護者
- 地域スポーツクラブ活動体制整備事業の実証事業開始
 - 〈実施種目〉
 - 男女バレーボール 7.8.17～8.2.7 15 回実施予定
 - 軟式野球 7.9.7～8.2.8 8 回実施予定
 - 柔道（大川） 7.9.5～8.1.23 17 回実施予定
 - 柔道（志度） 7.9.20～8.1.24 13 回実施予定
- さぬき市部活動地域展開推進計画策定

2 さぬき市が目指す姿

（1）目標

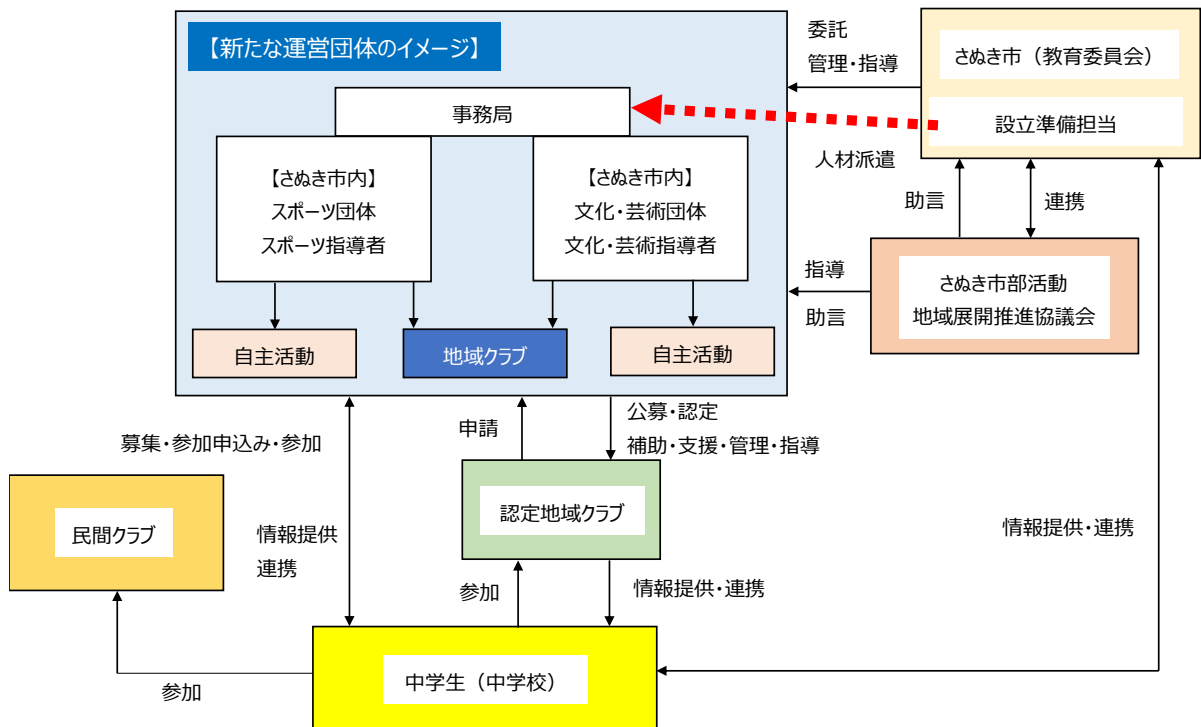
市内中学校の部活動地域展開を通じて、さぬき市の子どもたちが生涯にわたり、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するために、持続可能で多様な地域スポーツ・文化芸術活動の環境を整備する。そのことによって、他の世代についてもスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境が整い、多世代の交流が活発になり、さぬき市が活力ある地域、そして、絆の強い市になると考える。

（2）方針

- ① 生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備
 - すべての生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる。

- 全年代の市民にとってのスポーツ・文化芸術活動を活性化できる。
- 部活動が担ってきた教育的意義を継承した活動を推進する。
- ② あらゆる実施主体による多様な地域クラブ活動の展開
 - 民間事業者・企業等の参入を促し、多様な活動を展開する。
 - スポーツ協会や文化協会等のノウハウや創意工夫を活用する。
 - 地域クラブ活動を実施したい市民・団体等を公募し、認可する。
 - 教師等の兼職兼業による地域クラブ活動を支援する。
- ③ 適正な活動と持続可能な運営体制の構築
 - 指導者研修を定期的に行い、指導者の資質向上を図り、安全で適正な指導の質を持続的に確保する。
 - 受益者負担による自立的運営を継続できる仕組みを構築する。
 - 学校を含む公共施設利用料の減免など、地域クラブが活動しやすい環境を整備する。
- ④ 平日も含めた地域展開の早期実施
 - 基本的には、休日だけでなく平日の地域展開も同時に展開する。
 - 場合によっては、近隣市町と連携するなど、広域的な視点で展開を検討する。
 - 学校の働き方改革を推進するため、地域展開の早期実施を進める。

(3) 運営団体・実施主体



新たな運営団体については、「学校部活動」の受け皿としてだけでなく、多世代が参加できる地域クラブ的な組織を目指す。さぬき市内のスポーツ団体や文化芸術団体も新たに設立した運営団体に加盟してもらい、中学生の活動の受け皿とし

て協力を得る。また、地域クラブとして活動しようと考えている団体を公募し、条件を満たした場合は、認定地域クラブとして活動できるようにすることで、中学生の選択肢を広げる。

さぬき市は、適宜、地域クラブ・認定地域クラブの活動状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うとともに、指導者の資質の維持向上を図るために定期的に研修の機会を設ける。また、生徒が自分の興味関心に応じて地域クラブを選択できるよう各小中学校を通して情報提供を行う。

(4) 指導者

地域クラブは、専門性と資質・能力を有する指導者を確保し、安全で適切な指導を実施しなければならない。そのため、指導者の確保や養成等を継続的に進める必要がある。また、所属する指導者に対し指導資格の取得を促すとともに、指導方法や生徒の安全・健康面への配慮に関する内容だけでなく、体罰やあらゆるハラスメント等の行為根絶のため、研修を実施しなければならない。

さぬき市では、地域クラブの指導者の資質向上に向けた研修会の開催や県・各種団体等が開催する研修会の情報提供などの支援を行う。

地域クラブで指導を希望する教師等については、兼職兼業の申請をすることによって、報酬を受け取って指導することが可能である。さぬき市としては、教師等の過度の負担にならない範囲内で、積極的に活用していきたいと考えている。

(5) 参加者及び活動

〈参加者〉

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定している。

地域クラブ活動への参加は、生徒の自由意思によるものであり、参加しなくても問題はない。また、生徒は、近隣市町村の地域クラブ（営利目的）に参加することも可能である。

〈活 動〉

競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保する。また、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにすることも考えられる。

地域クラブの運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活が送れるよう、国及び県、さぬき市のガイドラインに準じた活動時間、休養日を設定しなければならない。そして、学校部活動と地域クラブ活動が併存してい

る場合は、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

(6) 活動場所

さぬき市内の公共施設及び小・中学校

(7) 大会・コンクールへの参加

地域展開が完了した部活動から、中学校体育連盟及び各競技団体・文化芸術団体が主催する大会やコンクールに地域クラブとして参加する。地域展開が完了していない部活動については、学校単位で参加する。

(8) 会費

参加者による費用負担を原則とするが、会費は自立的な運営かつ持続的な活動が確保でき、可能な限り生徒が参加しやすい金額を設定する。

(9) 保険

地域クラブ活動は、学校管理下の活動ではないので、活動中の生徒同士のトラブルやケガ、事故等は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の管理責任において対応することから、指導者や参加者等に対してケガや事故等を補償する保険に必ず加入するなど、管理体制を整備する。

(10) 学校との連携

改革実行期間には、生徒は学校部活動に加えて地域クラブ活動も行うなど、多様な活動が予想される。そのため、生徒の心身に負担がかかり、健全な成長に弊害が出ることがないように、学校と活動内容や活動の様子等の情報を共有する必要がある。

3 地域展開のロードマップ

さぬき市立中学校の平日及び休日の部活動地域展開の開始は、令和10年9月を目ざす。

【令和4年度】

- 地域部活動推進事業・地域文化倶楽部創設支援事業を受ける
 - ・ 吹奏楽部において合同部活動方式で、3パートに分かれて実施
 - ・ 地域の指導者と市のマイクロバスを活用

【令和5年度】国：改革推進期間（休日の部活動の地域展開）

- 地域部活動準備委員会設置 年5回開催
- さぬき市部活動地域移行推進協議会設置要綱策定

【令和6年度】国：改革推進期間（休日の部活動の地域展開）

- 地域部活動準備委員会 年2回開催
- さぬき市部活動地域移行推進協議会 年3回開催
 - ・ さぬき市の地域移行の方向性について協議

- 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（実証事業）
 - ・ 柔道部（合同部活動方式）
 - ・ 剣道部（合同部活動方式）
 - ・ 男子バレーボール部（拠点校方式）

【令和7年度】国：改革推進期間（休日の部活動の地域展開）

- さぬき市部活動地域展開推進協議会 年3回開催
 - ・ さぬき市部活動地域展開の方向性について
 - ・ 運営団体の決定及び実施主体の選定について
 - ・ 意向調査及びアンケートの集計結果について
 - ・ さぬき市部活動地域展開推進計画について
- さぬき市スポーツ協会加盟の団体への活動状況及び意向調査
- 中学生及びその保護者、小学5・6年生にアンケート調査
- 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（実証事業）
 - ・ 柔道部（スポーツ少年団の活用）
 - ・ バレーボール部（男：拠点校方式 女：合同部活動方式）
 - ・ 軟式野球部（合同部活動方式）
- さぬき市部活動地域展開推進計画策定

【令和8年度】国：改革実行期間（休日の部活動の地域展開）

- 新たな運営団体の設立準備
 - ・ 運営団体設立及び組織整備の調査
 - ・ 地域クラブのガイドライン策定
 - ・ 認定地域クラブの認定基準の策定及び公募開始
 - ・ 教職員への兼職兼業の調査
 - ・ 地域クラブの活動場所の調整及び使用規約等の作成
 - ・ さぬき市部活動地域展開推進計画の公開及び啓発（学校含む）
 - ・ 小学生（保護者）、中学生（保護者）への説明会の開催
- さぬき市部活動地域展開推進協議会 年3回開催
 - ・ 令和8年度の部活動地域展開に係る予定について
 - ・ 運営団体設立準備について
 - ・ 運営団体の設立の進捗状況について
 - ・ 認定地域クラブの認定基準について
 - ・ 認定地域クラブの公募及び応募状況について
 - ・ 運営にかかる費用及び予算の確保と受益者負担について
 - ・ 令和9年度以降の予定について
 - ・ 令和8年度部活動改革(運動部・文化部)の地域展開等事業実施状況について

- 令和 8 年度部活動改革（運動部・文化部）の地域展開等事業（実証事業）
 - ・ 柔道部
 - ・ バレーボール部
 - ・ 軟式野球部
- 部活動指導員の配置（各中学校 2 名）

【令和 9 年度】国：改革実行期間（休日の部活動の地域展開）

- 「新たな運営団体」設立
 - ・ 設立総会の開催（事業計画、予算案等）
 - ・ 認定地域クラブの公募及び認定作業
 - ・ 生徒の募集要項作成及び募集開始
 - ・ 小学生及び中学生とその保護者への説明
 - ・ 指導者研修会の開催
 - ・ 小学生対象の体験会の開催
 - ・ 地域への啓発活動
 - ・ 総会開催（事業報告、決算報告）
- さぬき市部活動地域展開推進協議会 年 3 回開催
 - ・ 「新たな運営団体」について
 - ・ 令和 9 年度の部活動地域展開に係る予定について
 - ・ 認定地域クラブの公募及び認定状況について
 - ・ 生徒の募集要項及び募集状況について
 - ・ 会費の徴収について
 - ・ 体験会について
 - ・ 令和 9 年度部活動改革(運動部・文化部)の地域展開等事業実施状況について
- 令和 9 年度部活動改革（運動部・文化部）の地域展開等事業（実証事業）
 - ・ 柔道部
 - ・ バレーボール部
 - ・ 軟式野球部

【令和 10 年度】国：改革実行期間（休日の部活動の地域展開）

- 「新たな運営団体」
 - ・ 総会の開催（年 2 回）
 - ・ 生徒募集終了及び参加決定通知送付
 - ・ 地域クラブ加入の生徒の保険加入手続き
 - ・ 指導者研修会の開催
 - ・ 9 月から平日及び休日の地域展開開始
 - ・ 地域クラブ及び認定地域クラブによる大会参加

- ・認定地域クラブの公募及び認定作業
- ・小学生及びその保護者への説明
- ・小学生対象の体験会の開催
- ・生徒の募集要項作成及び募集開始
- さぬき市部活動地域展開推進協議会 年3回開催
 - ・平日及び休日の地域展開に向けての準備状況について
 - ・生徒の応募状況について
 - ・地域クラブの認定状況について
 - ・各認定地域クラブの活動状況について
 - ・部活動地域展開（地域クラブ）の課題について
 - ・会計決算報告について
- 令和10年度部活動改革（運動部・文化部）の地域展開等事業（実証事業）

4 その他

(1) さぬき市部活動地域展開推進協議会

さぬき市では、令和6年度から、地域展開の方向性等を検討し、市の基本的な方針を協議することを目的に学識経験者、さぬき市内のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者で構成する「さぬき市部活動地域展開推進協議会」を設置し、これまでに毎年3回の推進協議会を開催している。今後も地域展開が完了するまで、定期的に推進協議会を開催し、協議を重ねていく。

【令和6年度 委員一覧】

〈学識経験者〉

- 山神 眞一（香川大学副学長）
- 夏田 安晴（元中学校長）
- 土居 真也（香川県立津田高等学校長）

〈スポーツ・文化芸術団体〉

- 千田 良信（さぬき市スポーツ協会会長）
- 犬伏 徳市（さぬき市スポーツ少年団副本部長）
- 射場 利春（さぬき市スポーツ推進員会会長）
- 玉木 一浩（さぬき市文化協会会長）

〈教育委員会が必要と認める者〉

- 増田 一仁（香川県教育委員会保健体育課指導主事）

〈学校長〉

- 山中 正治（さぬき市立志度小学校長）
- 井上 裕章（さぬき市立さぬき南中学校長）
- 細川 昌宏（さぬき市立志度中学校長）

横尾 昌彦（さぬき市立長尾中学校）

〈保護者〉

徳田 雅彦（さぬき市PTA連絡協議会会長）

新開 達志（さぬき市PTA連絡協議会副会長）

寒川 千春（さぬき市PTA連絡協議会母親委員会副代表）

【令和7年度 委員一覧】

〈学識経験者〉

山神 眞一（香川大学名誉教授・放送大学香川学習センター所長）

夏田 安晴（元中学校長）

土居 真也（香川県立津田高等学校長）

〈スポーツ・文化芸術団体〉

千田 良信（さぬき市スポーツ協会会長）

犬伏 徳市（さぬき市スポーツ少年団副本部長）

射場 利春（さぬき市スポーツ推進員会会長）

玉木 一浩（さぬき市文化協会会長）

〈教育委員会が必要と認める者〉

増田 一仁（香川県教育委員会保健体育課指導主事）

〈学校長〉

亀井 健男（さぬき市立津田小学校長）

村上 誠一（さぬき市立さぬき南中学校長）

横尾 昌彦（さぬき市立志度中学校長）

有友 誠（さぬき市立長尾中学校）

〈保護者〉

井川 雄喜（さぬき市PTA連絡協議会会長）

瀬尾 真也（さぬき市PTA連絡協議会副会長）

吉田 和恵（さぬき市PTA連絡協議会母親委員会副代表）

（2）推進計画の見直し

この計画は、国や香川県が策定した『学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン』をもとに、さぬき市部活動地域展開推進協議会等で検討を重ね、さぬき市の実情に即した推進計画として策定したものである。今後、国や香川県の方向性等が改訂された場合などには、必要に応じて見直しを行う。

（3）事務局

教育委員会事務局 学校教育課 0879-26-9972

生涯学習課 0879-26-9974

令和8年度 運動部活動の地域展開等推進事業

1 休日の地域クラブ活動費等の支援事業

(1) 実施種目

男バレーボール（平日・休日）・軟式野球（休日）・女子バレーボール（休日）

(2) 実施時期

○男子バレーボール … 4月11日（土）から開始

○軟式野球 … 4月12日（日）から開始

○女子バレーボール … 8月後半から開始予定

(3) 実施形態

○男子バレーボール … 拠点校方式

○軟式野球 … 合同部活動方式

○女子バレーボール … 合同部活動方式

(4) 指導者

○男女バレーボール … 教職員の兼職兼業＋地域の指導者

○軟式野球 … 教職員の兼職兼業

2 地方公共団体の体制整備等の支援事業

(1) コーディネーターの配置（2名）

(2) さぬき市部活動地域展開推進協議会の開催（年間3回）

(3) 新たな運営団体の設立及び整備

3 中学校における部活動指導員（平日・休日）の配置支援

(1) 配置人数

市内3中学校に2名ずつ配置予定 ⇒ 現在4名の配置

(2) 配置部活動

柔道2名 卓球1名 ソフトテニス1名

(3) 配置条件

○指導回数 1週間当たり平日4日＋休日1日 年間35週

○指導時間 平日：2時間程度 休日：3時間 週11時間

年間385時間

○配置する中学校のすべての部活動において、ガイドラインが遵守されていること

令和 8 年度 さぬき市部活動地域展開推進協議会委員

任期:令和 8 年 5 月 25 日～令和 9 年 3 月 31 日

番号	分類	氏名	役職等
1	さぬき市立学校の校長の代表	真鍋 和輝	津田小学校長
2	さぬき市立学校の校長の代表	村上 誠一	さぬき南中学校長
3	さぬき市立学校の校長の代表	横尾 昌彦	志度中学校長
4	さぬき市立学校の校長の代表	有友 誠	長尾中学校長
5	スポーツ関係団体の代表	犬伏 徳市	さぬき市スポーツ少年団副本部長
6	スポーツ関係団体の代表	千田 良信	さぬき市スポーツ協会会長
7	スポーツ関係団体の代表	穴田 英喜	さぬき市スポーツ推進委員会会長
8	文化芸術関係団体の代表	玉木 一浩	文化協会会長
9	さぬき市 PTA 連絡協議会の代表	大山 強	さぬき市 PTA 連絡協議会会長
10	さぬき市 PTA 連絡協議会の代表	廣瀬 基	さぬき市 PTA 連絡協議会副会長
11	さぬき市 PTA 連絡協議会の代表	永峰 智恵	さぬき市 PTA 連絡協議会母親代表副委員長
12	学識経験者	山神 眞一	香川大学名誉教授 放送大学香川学習センター所長
13	学識経験者	夏田 安晴	元中学校長
14	学識経験者	池田 達治	香川県立津田高等学校長
15	その他教育委員会が必要と認める者	谷口 公庸	香教委事務局保健体育課 指導主事

事務局 和田教育長 佐藤教育部長

地域クラブ活動推進室 村瀬室長 中條係長 間嶋統括 Co 川口統括 Co
 樫村学校教育課長 大生生涯学習課長

○さぬき市部活動地域展開推進協議会設置要綱

令和5年12月27日
教育委員会告示第6号

(設置)

第1条 さぬき市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築と中学校の教員の働き方改革の実現に向け、中学校における部活動の地域展開を段階的に推進するための方針を協議するため、さぬき市部活動地域展開推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 部活動の段階的な地域展開に必要な調査研究に関すること。
- (2) 地域クラブ活動の運営の在り方等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域展開に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) さぬき市立学校の校長の代表
- (2) スポーツ関係団体の代表
- (3) 文化芸術関係団体の代表
- (4) さぬき市PTA連絡協議会の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課及び生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年教委告示第6号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前のさぬき市部活動地域移行推進協議会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱又は任命された協議会の委員である者は、この要綱の施行の日に、改正後のさぬき市部活動地域展開推進協議会設置要綱第3条第2項の規定により協議会の委員として委嘱又は任命された者とみなす。

第1回さぬき市部活動地域展開推進協議会委員

番号	氏名	役職等	出欠
1	真鍋 和輝	津田小学校長	○
2	村上 誠一	さぬき南中学校長	○
3	横尾 昌彦	志度中学校長	○
4	有友 誠	長尾中学校長	○
5	犬伏 徳市	さぬき市スポーツ少年団副本部長	○
6	千田 良信	さぬき市スポーツ協会会長	○
7	穴田 英喜	さぬき市スポーツ推進委員会会長	○
8	玉木 一浩	さぬき市文化協会会長	○
9	大山 強	さぬき市PTA連絡協議会会長	○
10	廣瀬 基	さぬき市PTA連絡協議会副会長	○
11	永峰 智恵	さぬき市PTA連絡協議会母親代表副委員長	○
12	山神 眞一	香川大学名誉教授 放送大学 香川学習センター所長	○
13	夏田 安晴	元中学校長	○
14	池田 達治	香川県立津田高等学校長	○
15	谷口 公庸	香教委事務局保健体育課 指導主事	○